

【車両系建設機械(解体用)運転技能講習】

1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間
学科	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2
	運転に必要な一般的事項に関する知識	0.5
	関係法令	0.5
	小計	3
実技	作業のための装置の操作	2
	小計	2
合計		5
所要日数		1日

2. 受講資格

受講資格
<ul style="list-style-type: none">・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者・建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で第1種、第3種の種別に該当するものに合格した者・平成25年7月1日の安衛則改正前において、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者で平成27年6月30日までに技能特例講習を受講しなかったもの